

終末期医療における「明白かつ説得力ある証拠」について一本人の意思に関するアメリカ合衆国の判例分析を素材として（１）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新谷, 一朗, SHINTANI, Kazuaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000151

【論文】

終末期医療における「明白かつ説得力ある証拠」について
—本人の意思に関するアメリカ合衆国の
判例分析を素材として (1)

新谷 一朗

1 序

2 本人の意思に関する明白かつ説得力ある証拠

A 事前の発言などの証拠が存在しない場合

I Borenstein 判決

B 拒否の意思の内容と患者の現状が合致していない場合

I Jobes 判決

II O'Connor 判決

III Martin 判決

IV 小括

C 拒否の意思の内容と患者の現状が合致している場合

I Leach 判決

II Delio 判決

III McConnell 判決

IV Elbaum 判決

V Ragona 判決

VI 小括 (以上, 本号)

D 発言の契機となった事件が本人の状況と類似している場合

I Eichner 判決

II Swan 判決

III Christopher 判決

IV L.M.R.判決

V 小括

E あらゆる生命維持措置を拒否する強い意思が認められる場合

I Peter 判決

II DeGrella 判決

III Tavel 判決

IV Biersack 判決

V 小括

3 結語

1 序

治療不能な病気にかかり死期が迫っているか、あるいは末期ではないものの意識を回復する可能性がなくなった患者について、その生命維持に必要な措置を差し控え、あるいは中止することの刑法上の評価は、違法性のレベルで行われることが多い¹⁾。これは通常、生命維持を拒否する患者の自己決定権を根拠に、この差控え・中止は、違法性が阻却される、もしくは正当化されると表現される²⁾。もともと、生命維持の差控え・中止の局面においては、患者本人がもはやその自己決定を行使できない状態である可能性が高いことから、リビングウィルなどのいわゆる事前指示書が存在しない場合には³⁾、家族等が患者本人の意思を代行判断するほかない⁴⁾。し

¹⁾ これに反対する見解として、高橋則夫『刑法総論 [第2版]』(成文堂、2013年) 327頁。

²⁾ 例えば、浅田和茂『刑法総論 [補正板]』(成文堂、2007年) 216頁、岡野光雄『刑法要説総論 [第2版]』(成文堂、2009年) 143頁、佐久間修『刑法総論』(成文堂、2009年) 191頁、西田典之『刑法総論 [第2版]』(弘文堂、2010年) 199頁。

³⁾ このような事前指示書と自己決定との関係については、新谷一朗「終末期医療における自己決定と事前指示について—アメリカ合衆国の議論を素材として—」高橋則夫他編『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 [上巻]』(成文堂、2014年) 327頁以下参照。

⁴⁾ 大谷實『刑法講義総論 [新版第4版]』(成文堂、2012年) 265頁、佐伯仁志「末期医療と患者の意思・家族の意思」樋口範雄編著「ケース・スタディ生命倫理と法」(有斐閣、2004年) 86頁、89頁以下。

かしながら、この場合にも正当化の根拠となるのは、患者の自己決定であるため、これを捨象した患者本人の意思の擬制は許容されない。仮にこれが許容されるとしても、それは別の根拠に基づくべきである。近時、甲斐克則が、この問題の解決モデルとして、「自己決定モデル」、「最善の利益モデル」そして「治療義務限界モデル」という3つのモデルを提示して、基軸に据えられるべき「自己決定モデル」の範囲では、刑法理論的に違法性阻却が可能であるが、補完的に採用される「最善の利益モデル」と「治療義務限界モデル」では責任阻却で対応するほかない⁵⁾、との見解を提示したことは、まさにこのことを言い表している。

それでは、この「自己決定モデル」に包摂され、したがって違法性阻却の領域に含まれる代行判断とはどのようなものであろうか。これについて甲斐は、患者が事前に口頭または文書等で明確に延命拒否の意思表示をしていた場合には、「明白かつ説得力ある証拠がある以上、しかるべき代行決定者がそれを尊重して代行判断をしても、本人が直接拒否した場合と同様、正当化可能である。」と論じている⁶⁾。筆者も、生命維持措置の差控え・中止という文脈で代行判断が問題となったアメリカの裁判例および代行判断の法理の淵源への検討を通じて、同様の見解を述べた⁷⁾。そこで、明白かつ説得力ある証拠 (clear and convincing evidence) という概念の内実が問題となる。

アメリカの民事訴訟においては、一般的にはわが国と同様に、事実の証明に際して証拠の優越が必要であり、かつそれで足りるとされる。しかしながら民事訴訟であっても、親権停止など⁸⁾、当該事案において、重要なあるいは基本的な権利が問題とされる場合には、明白かつ説得力ある証拠による証明が要求される場合がある。そして、以下で検討する通り、人工

⁵⁾ 甲斐克則「人工延命措置の差控え・中止（尊厳死）問題の『解決』モデル」井田良他編『川端博先生古稀記念論文集 [上巻]』（成文堂、2014年）181頁、212頁。

⁶⁾ 甲斐克則『尊厳死と刑法』（成文堂、2004年）3頁。

⁷⁾ 新谷一朗「終末期医療における代行判断の法理について—アメリカ合衆国の判例分析を素材として—」早稲田法学会誌 59巻1号（2008年）191頁。

⁸⁾ See e.g., *Dep't of Human Servs. v. Williams* (In re Williams), 286 Mich. App. 253 (2009).

延命措置の差控え・中止の代行という文脈における本人の拒否の意思についても、この基準を適用した裁判例が複数存在する⁹⁾。このような厳格な証拠が要求されるのは、生命維持措置の拒否が法的に許容される根拠が、インフォームド・コンセントに基づく自己決定であることを理由とするものである¹⁰⁾。

そこで、本稿では、正当化の根拠となる自己決定を基準として人工延命措置を拒否する意思を代行判断するための具体的な示唆を得る目的で、明白かつ説得力ある証拠の基準を用いて生命維持措置を拒否する本人の意思を判断したアメリカの裁判例を、それらにおける証拠のタイプに応じて筆者により A から E までの 5 つの類型に分け、それらの事実の概要、本人の意思に関する証拠、および判旨をまとめたうえで、それらに対する検討を類型ごとに小括においてまとめて行うこととする¹¹⁾。なお、事実の概要は、患者の年齢・病状、拒否の対象となった医療行為、処置の中止・差控えを求めた者、処置の継続・実施を求めた者、および審級関係を中心とし、事案の経緯や背景は必要最低限の記述にとどめている。

2 本人の意思に関する明白かつ説得力ある証拠

A 事前の発言などの証拠が存在しない場合

まず、当然のことながら、本人の意思に関する「明白かつ説得力ある証

⁹⁾ なお、患者本人の意思ではなく、生命維持措置の取外しが患者にとっての「最善の利益」であることを、代行者がこの証拠によって証明することで、その拒否を認める裁判例も存在することには留意すべきである。See, *Conservatorship of Wendland*, 78 Cal. App. 4th 517, 93 Cal. Rptr. 2d 550 (2000).

¹⁰⁾ See e.g., *Mack v. Mack*, 329 Md. 188 at 215, 618 A.2d 744 at 758 (1993).

¹¹⁾ なお、本人の意思が直接の争点とはなっていないため、あるいは一般論として述べているため、具体的な事実は不明であるものの、生命維持措置の拒否について、本人の意思に関する明白かつ説得力ある証拠の必要性に触れた裁判例として、*Ibid*; *In re Storar*, 52 N.Y.2d 363, 420 N.E.2d 64, 438 N.Y.S.2d 266 (1981); *In re Barsky*, 165 Misc. 2d 175, 627 N.Y.S.2d 903 (1995); *John F. Kennedy Mem'l Hosp. v. Bludworth*, 432 So. 2d 611 (Fla. 1983); *In re Guardianship of Browning*, 568 So. 2d 4 (Fla. 1990); *Schindler v. Schiavo* (*In re Schiavo*), 851 So. 2d 182 (Fla. 2003); *Rasmussen v. Fleming*, 154 Ariz. 207, 741 P.2d 674 (1987); *In re Gardner*, 534 A.2d 947 (Me. 1987); *In re Estate of Longeway*, 133 Ill. 2d 33, 549 N.E.2d 292 (1989); *In re Estate of Greenspan*, 137 Ill. 2d 1, 558 N.E.2d 1194 (1990); *San Juan-Torregosa v. Garcia*, 80 S.W.3d 539 (Tenn. 2002).

抛」を要求する立場からは、当該治療に伴う患者の負担が生存する利益よりも重い、などとして主観的要素を捨象して客観的に本人の意思を擬制することは否定される。このことを明らかにしているのが、**Borenstein** 判決である。

I **Borenstein** 判決¹²⁾

【事実の概要】

判決当時 86 歳であった **Lee Kahan** は、1998 年 6 月 8 日に、彼女の娘である **Joan Simonson** を、彼女のヘルスケア代理人として指名した。その後、**Kahan** 夫人は、アルツハイマー病であると診断され、2005 年 1 月 29 日には、重度の認知症、肺炎、肺水腫、尿路感染症などのために **St. John's Episcopal Hospital** に入院した。彼女は、経口で栄養を摂取することが不可能であったため、入院に際して、水分・栄養補給のために経鼻胃管チューブが挿入された。もともとこれは一時的な手段であり、これを継続すると死のリスクが増大するので、医師は経皮内視鏡的胃ろう造設術チューブ（以下、「**PEG** チューブ」とする）の使用を提案したが、**Simonson** 夫人は、彼女に与えられたヘルスケア代理権を行使することにより、これを拒否した。その結果、**Kahan** 夫人は、もともと入居していた **West Lawrence Care Center** に戻り、本件申立てまで 3 週間以上、経鼻胃管チューブによって栄養・水分補給を受けている。これに対して、**Kahan** 夫人の姉（妹）である **Rose Borenstein** が、その代理権には、人工栄養・水分補給に関する決定を行うことは除外されているので、**PEG** チューブの挿入を速やかに認める権限を求めて、自らを代理人として指名することなどを申し立てた。

【本人の意思に関する証拠】

本件では、**PEG** チューブの利用に反対した **Simonson** 夫人自らが、母親が人工栄養・水分補給についての希望を、いままで特に述べたことはなかったことを認めている。それにもかかわらず、**PEG** チューブの挿入は母親にとって「實際上より侵害的になる¹³⁾」という、独自の調査に基づいて、

¹²⁾ *Borenstein v. Simonson*, 8 Misc. 3d 481, 797 N.Y.S.2d 818 (Sup. Ct. Queens Co., 2005).

¹³⁾ *Id.*, 8 Misc. 3d at 486.

これを拒否した点に特色がある。

【判旨】

これについて、ニューヨーク州高位裁判所 (Queens County) は、「Kahan 夫人は、人工栄養・水分補給の実施に関して、当該ヘルスケア代理権において、書面による指示を何も残しておらず、これに関する彼女の希望は合理的に知られず、相当な注意を用いても確証されえないことが認められる。それゆえ、この特定の争点に関する『明白かつ説得力ある』証拠が存在しないことは確実である¹⁴⁾」と判示した。これにより、最終的に Simonson 夫人は、PEG チューブの挿入に対する異議を取り下げることとなった。

B 拒否の意思の内容と患者の現状が合致していない場合

このように、生命維持措置を拒否する本人の意思について、「明白かつ説得力ある証拠」を求めるならば、この拒否に関する本人の主観的な証拠が必要となる。しかしながら、患者が意思決定能力を喪失する前に、生命維持措置の拒否を表明していた、との証言がなされた場合であっても、そこで想定されていた状況と、現在の患者の状況が必ずしも同一でない場合がありうる。以下では、このような類型に属する 3 つの裁判例を検討する。

I Jobs 判決¹⁵⁾

【事実の概要】

判決当時 31 歳であった Nancy Ellen Jobs は、1980 年 3 月 11 日、自動車事故に遭い、思考と運動を司る脳の部分に不可逆的な損傷を負った。彼女への水分・栄養補給は、元々静脈注射によってなされていたが、その後経鼻胃管チューブ、胃瘻チューブを経て、現在は空腸瘻チューブを通じて行われている。1985 年 5 月、彼女の夫である John Jobs と両親は、彼女が入所しているナースিংホームに対して、空腸瘻チューブを取り外すように求めたが、ナースিংホームは道徳的な理由からこれを拒否した。そこで、Jobs 氏は、ニュージャージー州上位裁判所 (Chancery Division,

¹⁴⁾ *Id.*, at 495.

¹⁵⁾ *In re Jobs*, 108 N.J. 394, 529 A.2d 434 (1987). 本判決については、高井裕之「判批」アメリカ法 [1990-1] 137 頁, 138 頁以下を参照。

Morris County) に対して、その取外しを「認め、そして命じる」ことを求めた。

同裁判所は、Jobs 氏は、妻が遷延性植物状態にあり、かつもし彼女に能力があれば、現在の状況で空腸瘻チューブを望まないことについて、明白かつ説得力ある証拠で立証したと認定し、Jobs 氏が、資格ある医師の監督下で空腸瘻チューブを取り外すことを認めた。しかしながら、裁判所は、ナーシングホームがこれに関与することを拒否できることも認め、その施設を転院するまでは、Jobs 夫人の空腸瘻チューブを繋いでおくことができる」と判示した。そこで、Jobs 氏とナーシングホームの双方が上訴した。

【本人の意思に関する証拠】

本件では、Jobs 夫人の数名の親友、いどこ、そして夫がそれぞれ、彼女が空腸瘻チューブを拒否していたことを立証するために、証言を行った¹⁶⁾。

具体的に、まず、登録看護師であり Jobs 夫人の終生の友人であった Deborah Holdsworth は、1971 年に Jobs 夫人とした会話の中で、彼女が、Holdsworth 夫人が看護していた多発性硬化症や筋ジストロフィーの子どもたちのように不自由になったならば、生きていたくないと述べたと証言した。また、Holdsworth 夫人は、遷延性植物状態にある患者からの人工呼吸器の取外しが問題となった Quinlan 事件に言及し¹⁷⁾、Karen Quinlan が人工呼吸器を外した後のように生きたくはないと、Jobs 夫人に何度も告げ、彼女は Holdsworth 夫人に反対することはなかったが、これに対するそれ以上の明白な立場は明らかではない。さらに、1979 年の終わりに、Holdsworth 夫人が Jobs 夫人に ALS 患者の様子を伝えたところ、彼女はそうのように人工呼吸器によって生かされたくはない、と明白に述べたと証言されている。

¹⁶⁾ *Id.*, 108 N.J. at 409-411.

¹⁷⁾ *In re Quinlan*, 70 N.J. 10, 355 A.2d 647 (1976). 同判決については、甲斐・前掲注 (6) 9 頁以下、唄孝一『生命維持治療の法理と倫理』(有斐閣、1990 年) 289 頁以下を参照。

次に、Jobs 夫人が幼少期からの友人 Donna DeChristofaro は、1979 年の秋に、Jobs 夫人が彼女に「Karen Quinlan が人工呼吸器を外した時に死亡しなかったのはひどく残念なことで、それは生きていることではなく存在だ」と述べたと証言した。

さらに、Jobs 夫人のいとこである Dr. Cleve Laird は、1975 年の夏に彼女とした議論を想起し、それは、心刺激装置 (cardiac stimulator) によって生存している自動車事故被害者についてのものであったが、そこで彼女は、これらの手段を望まないと述べた。

John Jobs は、彼の妻が能力者であれば、現状で生命を維持している人工栄養補給を中止することを「間違いなく」選択していたと証言した。彼は、彼女が、Karen Quinlan のような状態で生存したくないと述べていたことを想起した。これは 1976 年から 77 年の間に、Quinlan 事件がニュースになっていたときに、しばしば述べられた。

【判旨】

これについて、ニュージャージー州最高裁判所は、「Jobs 夫人のものとされる、生命補助に関するすべての発言は、関係の薄く、一般的で、意識的ではない日常的な状況でなされたものである。…かくして、Jobs 夫人がもし能力者であれば空腸瘻チューブを取り外すことを望んでいたことについて、何らかの『信頼に値する』証拠は存在するが、これは主観的テストを充足する『明白かつ説得力ある』ものには足りない¹⁸⁾」と判示した。

II O'Connor 判決¹⁹⁾

【事実の概要】

判決当時 77 歳の未亡人であった Mary O'Connor は、数度の脳卒中 (stroke) を起こした結果、精神無能力となり医療補助なしでは栄養・水分を得ることができなくなった。このため病院は、1988 年 7 月 15 日に、このままでは O'Connor 夫人は、数週間で渇水・飢餓状態で死亡するため、

¹⁸⁾ Jobs, *supra* note 15, at 412-413.

¹⁹⁾ In re Westchester County Med. Ctr. ex rel. O'Connor, 72 N.Y.2d 517, 531 N.E.2d 607, 534 N.Y.S.2d 886 (1988).

経鼻胃管チューブの利用を認める命令を裁判所に求める手続きを開始したが、彼女の2名の娘は、母親は自分自身のケアができなくなった場合には人工的な手段で生命維持されることを望まないと繰り返し述べていたとして、このようなチューブの利用は、無能力となる前に母親が表明した希望に反するものだ、と主張した。事実審たるニューヨーク州高位裁判所（Westchester County）が病院の申立てを却下し、同裁判所上訴部（Second Department）もこれを維持したため、病院が上訴した。

【本人の意思に関する証拠】

本件では、O'Connor 夫人の友人と2人の娘による証言がなされ、それぞれが生命維持処置を拒否する彼女の意思について証言しているが、3名すべてが、O'Connor 夫人と、栄養・水分補給について議論したことはないことを認めている²⁰⁾。

O'Connor 夫人の古くからの友人で、かつての同僚でもある James Lampasso は、生命を延長する人工的手段に関する議論をはじめて O'Connor 夫人としたのは、1969年頃のことであったと証言した。その時、癌であった彼の父親が彼に対して、通常の身体的機能をもはやコントロールできないために尊厳を失うならば、その場合には人工的な手段で生命を継続することを望まない、と述べた。彼が O'Connor 夫人にこのことを告げた際に、彼女は心からこれに同意し「私は決して誰かの負担にはなりたくないし、死ぬ前に尊厳を失いたくもない」と述べたとされる。彼らは1969年から1973年の間に、2・3回同様の会話をした。これらの議論の間、O'Connor 夫人は、「回復しない」人を「機械のようなもの」を利用して生存させることは「ぞっとする」と述べていた。彼女は、彼女の夫や Lampasso 氏の父親と同様の状況になることを望まず、「とても苦しんでいる」人たちは死ぬことが許されるべきだ、と述べた。

O'Connor 夫人の娘である Helen は、母親が複数の機会に、自分が病気になる自身のケアができなくなったならば、人工的な生命維持を望まない

²⁰⁾ *Id.*, 72 N.Y.2d at 526-527.

と述べていたと証言した。最初の議論は 1967 年に O'Connor 夫人の夫が癌で入院した後に行われた。その時、彼女は、同じような状況に自分がおかれることを決して望まず、「自分自身のことができなくなり、自身の決定ができない」ならば、生きることを望まないと述べた。最後の議論は、O'Connor 夫人の義理の母親が癌で亡くなり、彼女自身が心臓発作で入院した後に行われた。Helen の証言によると、その際に「私の母親は、家にいることを感謝し、病院から出られたことを感謝し、もう病院に戻りたくない」と述べ、母親は生命を維持・延長するためのいかなる生命補助システムも、いかなる種類の介入をも望まなかった」とされている。もう一人の娘 Joan も、Helen の証言を採用している。

【判旨】

これについて、ニューヨーク州の州最高裁判所たる Court of Appeals は、「O'Connor 夫人の、生命維持措置を拒否する希望に関する発言は、数年にわたり繰り返されてきたが、このような彼女の発言が、他者の不必要に引き伸ばされた死を見聞かした、という動揺した経験への直接的な反応以上のものである、と事実認定者が納得するためには、憶測によるほかない。彼女の諸発言は…事実上、我々の多くが死の苦しみに立ち会った後にする発言と変わるところはない。同様に、他人の負担になりたくない旨の発言もまた、老年の人々が度々、変わらず言うことである。そのような発言を、無能力となった場合に、あらゆる医療処置を拒否する包括的な意図に関する明白かつ説得力ある立証である、と型通りに判示するならば、ほとんどのナーシングホームの患者が生命維持医療を将来的に受けられなくなるであろう。…O'Connor 夫人が、長期にわたって同様の発言をしていたことは、それ自体では、日常的にしばしばなされるタイプの発言であり、これが『明白かつ説得力ある証拠』基準を満足するために必要な真剣さを示すタイプの発言となることはない²¹⁾」と判示し、チューブの使用を求める病院の申立てを認めた。

²¹⁾ *Id.*, at 532.

III Martin 判決²²⁾

【事実の概要】

Mary Martin と Michael Martin は、1972 年に結婚し、その後 3 人の子どもをもうけた。1987 年 1 月 16 日、Michael は自動車事故に遭い、脳に損傷を負ったため、末期疾患や遷延性植物状態ではないが、歩行や会話ができなくなり、栄養補給のために胃瘻チューブが必要になった。Mary は、Michael の後見人および財産管理者として指名された。1992 年 1 月 9 日に、Mary は、生命維持医療措置を取り外すか否かを決定するために、病院の生命倫理委員会と接触した。そして 1992 年 1 月 15 日に、Mary、家族ぐるみの友人、ソーシャル・ワーカー、主治医および看護師による協議の結果、同委員会は、栄養補助の取外しは医療上および倫理上の双方で適切であるとのレポートを發布した。そこで、1992 年 3 月 19 日、申立人たる Mary はミシガン州検認裁判所 (Allegan County) に、Michael の栄養補助を取り外すことを認めるように求めた。Michael の母親と姉 (妹) はこれに反対したものの、同裁判所は、現在の状況で生命維持治療を拒否する医療選好を無能力者が表明したことについて、明白かつ説得力ある証拠が存在するとして申立人の主張を容れて、同州控訴裁判所もこれを維持したため、Michael の母親と姉 (妹) が上訴した。

【本人の意思に関する証拠】

生命維持措置の拒否に関する Martin 氏の意味については、申立人の証言および宣誓供述書が判断の対象となっている²³⁾。

それらの中で、彼女は、無能力状態や末期疾患になった場合に何を希望するかについて、2 人が議論し始めたのはおよそ 8 年前からであり、そこにおいて、夫の立場は常に同じで、機械によって生存させられることを望んでいなかったと述べている。具体的に、彼女は次のように証言している。病気や事故や高齢によって精神能力を失った人たちや、ナーシングホームに居る人のように自分自身のことができない人たちについての映画を見た

²²⁾ Martin v. Martin (In re Martin), 450 Mich. 204, 538 N.W.2d 399 (1995).

²³⁾ Id., 450 Mich. at 230-232.

後に、彼は、「これらの人々は尊厳を失っているのだから」このように存在したくはないと述べていた。より具体的に、末期疾患のフットボール選手を題材にした、『ブライアンズ・ソング』という映画と一緒に見た後に、夫は「僕が病気になって、回復する希望がないならば、生存させるために機械に置かないでほしい」と、彼女に述べた。また、自動車事故や射撃事故あるいは水難事故などについての映画もまた、この種の議論の契機となり、彼は熱心なハンターでしばしば射撃事故についての心配を口にしており、そこで彼は事故によって「回復せず」、「同じ人間に戻れない」ならば、「そのように生存させられたくない」と、しばしば述べていた。また、彼は、「植物のように」生きたくはないとも、たびたび述べていた。

このテーマについての議論が最後に行われたのは、1986年の12月であり、大晦日の日に彼女が手術をするので、2人のどちらかが重度の無能力になった場合の希望について議論し、彼女が人工的に生命維持をされたくない希望を夫に伝えたところ、彼は彼女の希望を尊重すると述べ、彼に何か起こったときには、同じことを期待すると述べた。

【判旨】

これについて、ミシガン州最高裁判所は、「控訴裁判所の判決を破棄する。なぜなら Martin 氏が事故以前に、水分・栄養補助を提供する胃瘻チューブのような形態の生命維持医療措置を拒否する意思決定をしていたことについて、申立人の証言および宣誓供述書は、明白かつ説得力ある証拠に足るものではないからである²⁴⁾」と判示し、控訴裁判所の判決を破棄した。

IV 小括

これら3つの裁判例すべてにおいて、本人の事前の発言に関する証言等は、明白かつ説得力ある証拠の基準を満たさない、との判断がなされた。各裁判例における発言を具体的に確認すると、Jobs 判決における患者本人の発言においては、多発性硬化症や筋ジストロフィーである子どもたちおよび ALS 患者に対する人工呼吸器が想定されているが、彼女自身は遷

²⁴⁾ *Id.* at 234.

延性植物状態であり、取外しが問題とされているのは水分・栄養補給のための空腸瘻チューブである。また、O'Connor 判決における発言は、癌などの末期疾患であった近親者との体験を通じてそれに対する生命維持措置の拒否の意思が述べられているが、患者は末期疾患ではない。そして、Martin 判決において、申立人は、夫が植物のように生存することを望まない旨発言していたことに基づいて、胃瘻チューブの取外しを求めたが、患者は植物状態ではない。このように、患者本人の事前の発言により、何らかの生命維持措置に対する拒否の意思を示していたことが明らかであったとしても、そこで想定されていた病状や人工延命措置の種類と、現在のそれらが異なる場合には、当該治療の拒否の意思に関する明白かつ説得力ある証拠による立証が否定される傾向にあるといえよう²⁵⁾。

C 拒否の意思の内容と患者の現状が合致している場合

それでは、生命維持措置の拒否に関する患者本人の事前の発言が、特定の病状や医療行為に言及しており、それが現在の患者の状況と合致している場合には、明白かつ説得力ある証拠を満たしているといえるのだろうか。以下では、このような類型に属する5つの裁判例を検討する。

I Leach 判決²⁶⁾

【事実の概要】

判決当時70歳であった Edna Marie Leach は、1980年6月11日にALSと診断され入院し、1980年7月27日には昏睡状態となり、7月29日には心停止となった。心肺蘇生の結果、Leach 夫人の心拍は蘇生したが、彼女は生命維持システムに置かれることとなった。その生命維持システムは、人工呼吸器、経鼻胃管チューブ、そしてカテーテルにより構成されていた。彼女の状態は、持続的な慢性的植物状態であったため、夫である Gifford

²⁵⁾ なお、Jobes 判決では、本人の事前の発言と意図に対する証人の証言の重要性について、2名の鑑定証人が呼ばれたが、その中で、同判決でなされた証言は、会話からの時間が経過しすぎており、その後の情報が、彼らの記憶に影響している可能性があるため、疑いを持って扱わなければならない、と述べられていることには注目すべきであろう。See Jobes, *supra* note 15, at 411.

²⁶⁾ Leach v. Akron General Medical Center, 68 Ohio Misc. 1, 426 N.E.2d 809 (1980).

Leach が彼女の法的後見人として、裁判所により指名された。彼は、生命維持の使用を中止するように求めたが、病院が、これは、裁判所の命令によつてのみ可能だと主張したため、訴訟のための後見人が指名され、オハイオ州一般訴訟裁判所 (Summit County, Probate Division) において審理がなされた。

【本人の意思に関する証拠】

夫である Leach 氏、友人の Helen Carr, 姉 (妹) の Carpenter 夫人、友人の Patsy Novoselich, いとこの Avis Joseph, そしていとこの Annaleisa Manning すべてが、生命補助システムに関する膨大な会話を証言した。それぞれの会話において、Leach 夫人は、もし病気になったならば、生命補助システムに置かれたくない、という希望を表明していた²⁷⁾。

これらの会話が最後に行われたのは、彼女が入院するわずか 2 日前のことであり、その会話の中で Leach 夫人は、Carr 夫人に対して、生命維持措置に対する恐怖とその拒否を告げ、さらに、「植物にならなければいけないのなら、生きていたくない」と述べたと証言した。

【判旨】

これについて、同裁判所は、「この種の事案で要求される立証基準は、明白かつ説得力あるそれである。…Edna Marie Leach がもし能力者であったならば、生命補助に置かれることを選択していなかったであろう。…それゆえ、彼女の後見人である Gifford Leach の、彼女に現在装着されている人工呼吸器を中止するための申立ては、…許可されるべきである²⁸⁾」と判示した。

II Delio 判決²⁹⁾

【事実の概要】

本件手続開始時 33 歳で、運動生理学者 (exercise physiologist) であった Daniel Delio は、1986 年 5 月 19 日に日常的な外科手術を受けたが、そ

²⁷⁾ *Id.*, 68 Ohio Misc at 4.

²⁸⁾ *Id.*, at 12.

²⁹⁾ *Delio v. Westchester County Medical Center*, 129 A.D.2d 1, 516 N.Y.S.2d 677 (1987).

の際に心停止となり、脳に重大かつ不可逆的な損傷を負った結果、慢性的植物状態となり、回復する可能性はない。彼の呼吸能力に問題はなかったが、嚥下することができなくなったため、1986年6月13日に、胃瘻チューブと空腸瘻チューブが挿入され、これにより水分と栄養を補給することになった。同年の8月に、Danielの妻であるJulianne（彼女自身も運動生理学者）は、Danielの身上および財産に関する後見人として自らを指名し、後見人としてあらゆる医療措置の中止を指示することを認めるように申し立てた。

事実審たるニューヨーク州高位裁判所(Westchester County)は、Danielが、回復の可能性のない慢性的植物状態となったならば、人工的な手段によって生存させられることを望まない希望を表明していたことについて、明白かつ説得力ある証拠があると認定したが、明白な立法上もしくは司法上のガイダンスがない限り、このような申立てを認めることはできないとした。このため、申立人は上訴した。

【本人の意思に関する証拠】

本件では、申立人たる患者の妻に加えて、患者の母親、上司、義理の兄姉（弟妹）が、それぞれ、患者が現在の状況で生命維持措置を拒否していることについて証言を行った³⁰⁾。

Julianneは32歳の後見人で、Danielを13年以上知っており、うち6年は妻として知っていると証言した。彼女もまた、運動生理学の博士号を有している。両者とも、慢性的かつ身体能力を失わせる病気の人々が、安全に、かつ最適な身体的心理的結果を達成するために運動をすることを補助する分野における運動生理学の専門家である。彼らが、昏睡状態の患者の生命を維持することについてはじめて議論する契機となったのはQuinlan事件であった。Danielは、Quinlanの両親が人工呼吸器を中止する申立てを行ったことを全面的に支持した。その際に彼は、生命補助なしで生きられないほど重大な損傷を脳に負った人に、そのような状態での存

³⁰⁾ *Id.*, 129 A.D.2d at 6-9.

在を強制することはできない、と述べた。彼は、彼女に、もし彼が **Quinlan** のような状態になったならば、人工的な手段で生命を保護されることを防ぐために可能なすべてのことを行うように、約束させた。**Quinlan** が死亡したとき、彼は **Julianne** に、慢性的植物状態になったならば、人工的な生命維持を望まない、との深く抱かれた彼の確信を繰り返したとされる。

1980年に彼の父親が心臓発作となった際にも、この種の議論は行われた。医師は **Daniel** の父親を蘇生させることはできたが、父親は昏睡状態となり、5日後に死亡するまで意識を回復することはなかった。この5日間で、父親が入院していた病院の医師は、心停止となるたびに、父親を蘇生し続けた。この感情的な状況において、**Daniel** は **Julianne** に、慢性的植物状態になった日には、自分を生存させないように、という約束を繰り返した。

Daniel の母親である **Margherita Delio** は、**Julianne** の申立てを支持した。彼女は、彼の父親の昏睡と死は、**Daniel** に強い印象を残し、もし彼が昏睡状態になったならば、生命維持措置は望まないと自分にこれ以後数回の機会に述べた、と証言した。そのテーマについて、彼は彼の見解を明白な言葉で表明し、植物状態になった場合の彼の希望に関する妻との取り決めについて自分に告げ、同様の約束をするように、自分にも求めたとされる。

Daniel の上司にあたる **Benjamin Chu** は、**Daniel** が手術を受ける前の金曜日に、手術への心配と全身麻酔を実施されることへのおそれを表明した、と証言した。彼らは、手術中に起こりうる問題について議論したが、会話の中で、**Daniel** は、植物状態で生命を維持されることを望まない彼の見解を再び表明したとされる。

Daniel の義理の姉(妹)の **Janet Bishop** と義理の兄(弟)の **Robert Bishop** は、とても親密な関係にあり、**Daniel** の死ぬ権利に関する強い信条について、さらなる証拠を提供した。1985年7月、**Janet** の子どもが帝王切開で産まれるかもしれない、という事実を受けて、彼らはある妊婦が、誤った投薬をされた結果昏睡状態になった事件について議論した。**Daniel** は、**Janet** と **Robert** に、自分の父親が苦しい体験をしたと告げ、昏睡にあ

ることは生きていることではないので、昏睡状態で生命維持されたくないと述べた、と彼らは証言した。

【判旨】

これについて、ニューヨーク州高位裁判所上訴部 (Second Department) は、「Daniel Delio が、慢性的植物状態における栄養・水分補給のためのチューブによる生命維持を拒否することを、彼が能力者であった間に、理解のうえで堅固に決定したことを、明白かつ説得力ある証拠によって認定した[事実審裁判所の] Cerrato 判事の決定を支持する」と述べたうえで、さらに、「処置を拒否する Daniel のコモン・ロー上の権利を上回る州の利益は存在せず、したがって彼の権利行使は尊重されなければならない³¹⁾」として、申立てを認めなかった原審を破棄した。

III McConnell 判決³²⁾

【事実の概要】

判決当時 57 歳であった Carol McConnell は、1985 年に、自動車事故の結果として頭部に重傷を負い、不可逆的な遷延性植物状態となった。彼女には、栄養・水分を補給するための胃瘻チューブが装着されていた。これについて、彼女の夫と 3 人の子どもが、コネティカット州上位裁判所 (Judicial District of Danbury) に対して、胃瘻チューブを取り外すことに関する彼女の希望を実行するための差止命令による宣言的救済を求め、同裁判所がこれを認めたため、医療関係者や訴訟のための代理人などが上訴した。

【本人の意思に関する証拠】

本判決において、本人の意思に関する証拠については、事実審裁判所による認定が維持されている。同裁判所では、McConnell 夫人の勤務先の同僚 2 名と、彼女の近親者による証言がなされた³³⁾。

同僚の Marie Kornhaas は、McConnel 夫人は、人工呼吸器、フィーデ

³¹⁾ *Id.*, at 26.

³²⁾ *McConnell v. Beverly Enterprises-Connecticut, Inc.*, 209 Conn. 692, 553 A.2d 596 (1989).

³³⁾ *Id.*, 209 Conn. at 708-710.

ィング・チューブその他の生命維持システムを利用することの合理性を信じておらず、もし彼女がそのようなシステムに置かれたならば、彼女は自分に、それを中止するためにできることをするように望むだろう、と証言した。もう1人の同僚の Elisa Goosman は、McConnell 夫人は生命維持手段としてのフィーディング・チューブを知悉しており、植物状態あるいは家族の負担に決してなりたくない、と述べていたと証言した。

彼女の家族によると、McConnell 夫人自身が、救急救命室の登録看護師として勤務していたことがあり、それゆえ、頭部に重症を負った人に生じる悲劇を頻繁に目にしていたことから、家族が頭部に傷害を受けることについて心配していた、と証言された。また、彼女自身の母親が、癌で死ぬ際、彼女は断固として、いかなる生命補助システムも利用しなかった、と述べられている。最後に、直近の家族それぞれの者が、彼女は、胃瘻チューブを含む生命補助システムの合理性を信じていなかったと絶対的かつためらいなく証言し、彼女自身については、チューブが取り外されることを望んでいると証言した。

【判旨】

これについて、コネティカット州最高裁判所は、「事実審裁判所は、McConnel 夫人が、彼女の生命を長引かせるために人工的な手段を使用しないように『力強くかつ躊躇なく』述べていたことについて、明白かつ説得力ある証拠を認定した。我々は、事実審裁判所によるこの認定が誤りではないと結論づける³⁴⁾」と判示して、原審を維持した。

IV Elbaum 判決³⁵⁾

【事実の概要】

1986年6月30日、当時60歳ほどであった Jean Elbaum は、頭痛などのため入院したが、その後病状は悪化し、同年7月28日に、回復の可能性がない不可逆的、遷延性植物状態であると診断された。その後、彼女の栄養・水分補給は、胃腸 (gastrointestinal) チューブによって行われる

³⁴⁾ *Id.*, at 708-709.

³⁵⁾ *Elbaum v. Grace Plaza of Great Neck, Inc.*, 148 A.D.2d 244, 544 N.Y.S.2d 840 (1989).

ことになった。1988年6月、Elbaum氏は、妻の後見人として、病院に対して、人工的な手段を用いて妻に栄養・水分補給を提供することを禁止し、そして彼女にその他の人工延命措置を提供することも控えるように申し立てた。ニューヨーク州高位裁判所（Nassau County）は、Elbaum夫人が能力者であった間に、栄養・水分補給を中止することによる死などについて熟慮していたことを示す証拠が存在しないとしてこれを却下したため、申立人は上訴した。

【本人の意思に関する証拠】

本件の実事審裁判所では、Elbaum夫人の夫、姉（妹）、息子および娘がそれぞれ、Elbaum夫人の拒否の意思について証言した³⁶⁾。

まず、夫によると、彼女は、Quinlan事件の文脈で、もし彼女が同じ状況におかれたならば「人工呼吸器や他の機械的手段に置かれることを望まず、死ぬことを望んでいた」と証言した。さらに彼女は、Sunny Von Bulow事件（妻への殺人未遂のかどで起訴された夫が最終的に無罪となった事件で、妻は20年以上昏睡状態で生存していた：筆者注）を契機として、なぜVon Bulowの家族が彼女を「植物」として生命維持することを許容したのか理解できないと発言し、その後「植物のように生命維持されたくない、いくばくかの尊厳を持って死にたい」と述べた、と証言された。さらに、1982年に、Elbaum家の車で脳卒中となり、病院で昏睡状態となった友人について、その病院から彼らが家に帰る途中に、Elbaum夫人が、「私が植物状態になった場合には、あなたは私の生命を維持するために何もしない、と私に言ってほしい」と述べ、その後、Elbaum氏が証言するには、彼らはその出来事について再び議論し、彼女は「私が同じような状態になり回復する希望がないならば、チューブや機械や抗生物質によって生命維持されることを望まない」と述べた。

Elbaum夫人の姉（妹）であるRenee Schutzerは、彼女らの母親が癌のため末期疾患となり、経鼻胃管チューブにより栄養補給されているのを

³⁶⁾ *Id.*, 148 A.D.2d at 249-251.

見た時に、Elbaum 夫人が、もし回復する可能性がないのなら、これらの手段を私にも彼女にも実施しないことを、断固として誓約したと証言した。さらに Schutzer 夫人は、母親が死亡した後に、Elbaum 夫人がそのような手段を母親に使うことを許容したことに対する後悔を何度も表明し、彼女らは、回復する希望がない場合には、それを許容しないことを相互に誓約したと証言した。加えて、Schutzer 夫人は、Elbaum 夫人が病気になるおよそ 2 週間前に、母親の墓石の除幕が行われたときにも、その誓約を確認した、と証言した。

Elbaum 夫人の息子である Joshua は、Quinlan 事件で彼女の両親が人工呼吸器の中止を決定したことと、『Whose Life Is It Anyway?』という映画の主人公が医療処置を拒否する決定をしたことについて、母親が賛同していたことを証言した。1982 年に家族ぐるみの友人が脳卒中に襲われたことについて、彼女は息子に対して、「チューブや機械に、純粹にぞっとして、そのように死にたくはないと思った」と述べ、さらに、Sunny Von Bulow 事件を受けて、母親が、昏睡のような状態になったならば、彼や彼の姉(妹)が、生命維持をしないためにあらゆる手段をとることを約束させた、と証言した。

最後に、Elbaum 夫人の娘である Anne は、祖母を訪問した際に、祖母に経鼻胃管チューブが装着されているのを見た後に、母親は、「それについて悪夢を見て」、「それが頭から離れない」と述べ、自分は自然に死を迎えたいので、そのようなチューブを決して望まないと述べた、と証言した。

【判旨】

これについて、ニューヨーク州高位裁判所上訴部 (Second Department) は、「高位裁判所が達した結論とは異なり、我々は、Elbaum 夫人が能力者であった間に、夫や家族と一連の約束を繰り返していたという事実は、非常に重要であると認定する。…加えて、審理で提示された証拠は、Elbaum 夫人がこれらの真剣な発言をしたときに彼女が熟慮していた身体的疾患および人工的かつ通常外の生命維持医療措置と、彼女の現在の身体的状況および現在彼女が受けている医療措置が質的に類似していることを立証する

ために、十分に明白かつ説得力あるものである³⁷⁾」として、栄養・水分補給の中止を認めなかった原審を破棄した。

V Ragona 判決³⁸⁾

【事案の概要】

判決当時 64 歳であった Ruth Ragona は、遷延性植物状態にある患者で、回復の可能性はない。そこで、彼女の夫である申立人は、ペンシルバニア州一般訴訟裁判所 (Lackawanna County) に対して、Ragona 夫人に実施されている経鼻胃管チューブを取り外すことを認める宣言的判決を求めた。

【本人の意思に関する証拠】

本件では、夫の Joseph と 22 歳の息子 Robert が、生命維持や人工的なフィーディング・チューブの利用に関する事前に表明された患者の希望について、証言を行った³⁹⁾。

まず、1984 年 4 月、彼女は「植物状態」にある母親に対する生命維持を拒否した、という事実が認められ、さらに、この出来事の後、息子の Robert とした真剣な会話において、Robert は、「彼女は、自分の母親のような状態になったならば、生命を維持する一切を望まないと述べた。」と証言した。

同じく 1984 年、Ragona 夫人がはじめての脳卒中に襲われた後に彼女は、改めて、家族に対して、特定の状況における生死に関する彼女の希望を伝えた。リハビリの間、彼女は「植物状態」にある他の患者たちに接し、その中にはフィーディング・チューブが挿入されていた者もいた。彼女の反応は、証言によると、常に「私はそのようになりたくない。」というものであった。彼女はこれらの発言を息子と夫に複数回述べたとされる。1986 年 11 月に息子とした会話で、息子は、「もし何かがあなたに起こった時、何をすればよいか」と尋ね、母親は「私を生存させるようなことは、何も望まない」と答えたとされる。

³⁷⁾ *Id.*, at 253-254.

³⁸⁾ *Ragona v. Preate*, 6 Pa. D. & C.4th 202 (1990).

³⁹⁾ *Id.*, at 212-214.

【判旨】

これについて、同裁判所は、「我々は、申立人が、人工栄養・水分補給を差し控える、**Ruth Ragona** の事前に表明した意図について、非常に明白かつ説得力ある証拠を提示したと述べる。したがって、**Ruth Ragona** が表明した意図を実行する命令を發布する⁴⁰⁾」と判示した。

VI 小括

これら 5 つの裁判例において、証人によって証言された本人の事前の発言は、特定の病状もしくは特定の人工延命措置に言及しており、これと患者の現在の状況との間に同一性が認められる。まず、**Leach** 判決および **Delio** 判決では、植物状態における生命維持措置の拒否が問題とされているが、前者においては、意思決定能力を喪失するわずか 2 日前に植物状態に言及したうえで生命補助を拒否する意思を示しており、後者においては、患者自身が専門的な知識を持ち合わせたうえで、妻や母親に植物状態での生命維持措置を拒否させる約束をさせたことが明らかになっている。次に、**McConnel** 判決、**Elbaum** 判決および **Ragona** 判決では、実際にその拒否が問題となっているのはチューブによる栄養・水分補給であり、これら 3 つすべての事案において、患者本人が事前に栄養・水分補給のためのチューブという特定の医療措置に言及したうえで、これを拒否する意思を示している。そして、これら 5 つの裁判例すべてにおいて、その状況においてその人工延命措置を中止することに関する本人の意思の明白かつ説得力ある証拠が認められている。このことから、拒否の意思に関する事前の発言において、特定の病状や特定の医療行為に言及しており、それらが現在の状況に合致するのであれば、明白かつ説得力ある証拠という基準を満たす判断がなされているといえよう⁴¹⁾。

[未完]

⁴⁰⁾ *Id.*, at 218-219.

⁴¹⁾ なお、**Elbaum** 判決では申立人に金銭的な動機が存在しないことについても検討が加えられており、**Ragona** 判決では、患者本人がリビングウィルに関するパンフレットを取り寄せていたという事実も、患者の意思の判断するうえでの資料とされている。See **Elbaum**, *supra* note 35 at 254-255, **Ragona**, *supra* note 38 at 214.